

# 御船町農業委員会会議録

令和2年12月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

## 令和2年12月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月10日(木) 16時00分～16時40分
2. 場 所 御船町役場 第二分庁舎大会議室

### 3. 農業委員（14名）

|         |     |    |    |     |            |
|---------|-----|----|----|-----|------------|
| 会 長     | 1 番 | 富田 | 早苗 |     |            |
| 会長職務代理者 | 2 番 | 荒木 | 義一 |     |            |
| 委 員     | 3 番 | 野田 | 孝光 | 委 員 | 9 番 藤本 隆盛  |
| 委 員     | 4 番 | 西橋 | 孝志 | 委 員 | 10 番 田端 幸治 |
| 委 員     | 5 番 | 荒木 | 崇  | 委 員 | 11 番 芥川 誠  |
| 委 員     | 6 番 | 大西 | 敬一 | 委 員 | 12 番 藤岡 雅子 |
| 委 員     | 7 番 | 池田 | 賢治 | 委 員 | 13 番 山本富士夫 |
| 委 員     | 8 番 | 福島 | 則義 | 委 員 | 14 番 竹崎 幸雄 |
| 欠席者     | 3 番 | 野田 | 孝光 |     |            |
| 最適化推進委員 | 8 名 |    |    |     |            |

### 4. 議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5 議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条について
- 6 議案第49号 農地中間管理事業に関する法律第19条について
- 7 議案第50号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条について
- 8 報告第31号 合意解約について
- 9 報告第32号 「耕作証明書」発行について

### 5. 農業委員会事務局職員

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 係 長 | 緒方 | 弘和 |
| 主 事 | 吉澤 | 輝  |

事務局

皆さん、こんにちは。定刻よりも少し早いですけれども、皆さんお揃いですので始めさせていただきます。本日は議会对応のため、井上事務局長が欠席となります。代わりに審議に入る前の、総会の成立宣言をいたします。本日は、3番野田委員から欠席の連絡をうけております。欠席者1名ということで、御船町農業委員会会議規則第6条により過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言致します。また、農地利用最適化推進委員8名のご出席をいただいております。

それではただいまより、12月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よろしく申し上げます。

議長

こんにちは。

本日の議事録署名委員を指名いたします。6番 大西委員、7番 池田委員、お願いいたします。

それでは、議案第47号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案書の1ページをお願いします。

議案第47号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和2年12月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

議案書の、2ページをお願いします。今月は、3条、4条申請がありませんでした。5条申請が5件、計の7筆になります。それでは、順番に読み上げます。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：田 面積△㎡

貸人の住所・氏名：大字〇〇 △-△ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名：大字〇〇 △-△ 〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅

理由：5条使用賃借権設定（県許可）

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目：畑 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇区〇〇△丁目△-△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △-△ 〇〇 〇〇

転用目的：自己用兼貸駐車場

理由：5条所有権移転（県許可）

申請番号③

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目：田 面積△m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △-△ 〇〇 〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △-△ 〇〇 〇〇〇

転用目的：既存敷地拡張

理由：5条所有権移転（県許可）

申請番号④

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ 地目：畑 面積△m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：〇〇県〇〇市〇〇〇△丁目△番△号

〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇 △丁目△番△号

〇〇 〇〇〇

転用目的：個人住宅

理由：5条所有権移転（県許可）

申請番号⑤

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目：畑 面積△m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇区〇〇△丁目△番△号

〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△-△ 〇〇〇〇〇〇〇△-△

〇〇 〇

転用目的：個人住宅

理由：5条所有権移転（県許可）

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目：畑 面積△m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：〇〇県〇〇市〇区〇〇△丁目△番△号

〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△-△ 〇〇〇〇〇〇〇△-△

〇〇 〇

転用目的：個人住宅

理由：5条所有権移転（県許可）

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目：畑 面積△m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇区〇〇△丁目△番△号

〇〇 〇〇 外1名

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△-△ 〇〇〇〇〇〇〇△-△

〇〇 〇

転用目的：個人住宅

理由：5条所有権移転（県許可）

議長

本日は、5件7筆の申請が出ております。それでは申請番号①

番、担当の荒木委員お願いいたします。

5 番 先月の 27 日に事務局と坂本委員と確認に行きました。場所は 4 ページ、〇〇小学校の南です。地目は田ですけれども、近年は何も植えられていなかったみたいです。でも、きれいに除草作業はしてありました。2 ページに戻ってください。第 3 種農地ということです。面積は、 $\Delta \text{m}^2$ です。個人住宅ということです。一般基準の 1 から 10 まで、問題ないと思います。総合判断といたしまして許可相当と判断いたしました。よろしくお願

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、荒木委員の説明に対して、ご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。続きまして、申請番号②番、担当の西橋委員説明をお願いいたします。

4 番 説明をいたします。先月の 27 日に、現地確認を行いました。10 ページを開いてください。場所から申し上げますと、役場から  $\Delta \text{km}$ ほど北西の方向に行ったところでは、写真が 12 ページに載っております。今回申請されたのは、上の写真の奥の方の現在家が建っている所の方になります。8 ページにお戻りいただきますと、農地区分につきましては、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地、第 2 種農地になります。面積は $\Delta \text{m}^2$ 。今回は、申請者の方が一番奥で、車の駐車としても子ども達が帰ってきてても駐車場がないし、自家用車の U ターンも難しく、近くになにかないかなということで、今回の地権者の方が高齢であり、もう管理も出来ないということでお話がありましたので、そこで丁度合意したということです。転用目的としては、自分のところはもう 2 台、その他については、会社等の貸駐車場として使用したいということです。隣接同意書もついておりまして、駐車場ですので汚水がありませんので、バラスか砂利を敷いた後、7 台停めれるようにするというのでした。雨水については、自然に浸透するというので、一般基準につきましては、1 から 10 まで適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、許可相当と思いますので、皆様のご審議をよろしくお願

- 議 長 丁寧な説明、ありがとうございます。それでは、ご質問・ご意見がある方はいらっしゃいませんか。
- 9 番 ブロックがしてあるようですけれども、何かあったんですか。
- 4 番 これは、境界ですね。
- 議 長 他にございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
- はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。申請番号③番、担当の藤岡委員お願いいたします。
- 12 番 はい。11月27日に池田委員と事務局と現地の方を確認しております。場所のほうは、16ページをお開き下さい。〇〇の〇〇〇〇〇〇の隣に、新しいアパートが2棟建っておりますが、その所になります。19ページの写真をご覧ください。上の方の写真、左側がアパートの駐車場、右側が〇〇〇〇〇〇、手前が〇〇さんのご自宅、この細長い土地の所になります。農地区分は第2種農地で、生産性の低い農地区分とされております。田1筆のこの細長い所が△㎡。アパート建設時に埋め上げられており、それ以前より、既存住宅からの排水先として利用していたようです。左側のアパートは、平成△年に建設のために田を転用した時に全部田でしたので、細い所が別の番地になっているのがちょっとはっきりしなかったというか、ずっともう排水が来ていましたので、その時点で転用をしておけばよかったのですが、ここだけがちょっと残ってしまっていたということで、きちんと埋め上げもされていますし、排水の所もきちんとなっているので、こちらのほうは始末書が添付されております。14ページのほうに、お戻りください。一般基準の1から10において該当する箇所については、適当と判断いたします。排水関係についても、区長の方から排水同意書も出ておりますので、問題ないと思われれます。以上のようなことから、総合判断として、許可相当と判断いたします。皆様のご審議をお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。これは、畦かなんかだったんですかね。畦は、土地改良区じゃないんですか。半分ずつ？やっぱり、田んぼの地主のものですか。
- 8 番 畦まで、地主のものですね。
- 議 長 他に質問・ご意見はございませんか。
- 全委員 ありません。
- 議 長 ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

9 番

はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。続きまして、申請番号④番、担当の藤本委員お願いいたします。11月27日に、坂本推進委員と事務局と現地確認に行きました。まず、場所の説明をいたします。24ページを開いてください。申請地は役場より、約△km離れたところですが、この地図からは分かりづらいですけれども、〇〇〇〇〇〇〇の交差点から〇〇〇〇〇〇〇の方面に入ったところですが、ピンクの囲いが申請地です。26ページを開けてください。ここに今回、個人住宅を建てられるということで、町道には側溝がありませんので、隣の住宅の方の排水管に接続して、排水を流されるということです。接続するところの住宅の方も、現地確認の時に来ていただいて、排水の確認は取れています。21ページに戻ってください。農地の区分といたしまして、第2種農地になります。転用面積は、△㎡です。転用目的は、個人住宅です。一般基準の1から10に該当する箇所は、適当と判断しています。また、周囲の農地の同意、地元区長の排水同意ももらってあります。許可相当と判断しております。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。それでは、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、全員賛成で許可といたします。

申請番号⑤番。藤本委員お願いいたします。

9 番

11月27日に、坂本推進委員と事務局と現地確認に行きました。30ページを開いてください。申請場所は、役場より約△kmほど離れたところになります。〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇方面に上ったところの途中になります。ここに個人住宅を建てられるということです。32ページを開いてください。これが現地の写真になります。28ページに戻ってください。農地の区分といたしまして、第2種農地になります。転用面積が、△㎡になります。転用目的が、個人住宅となります。一般基準の1から10の該当する箇所につきましては、適当と判断しております。隣接する農地はありません。また、排水同意ももらってあります。総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。ご質問・ご意見ございません

か。

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第 48 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の 3 ページをお開き下さい。

議案第 48 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 2 年 12 月 10 日提出 御船町農業委員会 会長 富田早苗。

4 ページに新規分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。田の 21,853 m<sup>2</sup>、畑の 9,059 m<sup>2</sup>、計の 30,912 m<sup>2</sup>です。5 ページには再設定分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。田の 18,899 m<sup>2</sup>、計の 18,899 m<sup>2</sup>です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和 2 年 12 月 10 日提出 上益城郡御船町。

令和 2 年第 12 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分、右側に本年度累計です。合計値を読み上げます。

田の 40,752 m<sup>2</sup>、内再設定が 18,899 m<sup>2</sup>です。畑の 9,059 m<sup>2</sup>、内再設定が 0 m<sup>2</sup>です。計の 49,811 m<sup>2</sup>、内再設定が 18,899 m<sup>2</sup>です。本年累計です。田の 470,952 m<sup>2</sup>、内再設定が 143,529 m<sup>2</sup>です。所有権移転が、13,226 m<sup>2</sup>です。畑の 160,559 m<sup>2</sup>、内再設定が 33,755 m<sup>2</sup>です。所有権移転が 3,502 m<sup>2</sup>です。計 631,511 m<sup>2</sup>、内再設定が 177,284 m<sup>2</sup>です。所有権移転が、16,728 m<sup>2</sup>となります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは、事務局の説明に対して承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

続きまして、議案第 49 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案書の 8 ページをお開き下さい。

議案第 49 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 2 年 12 月 10 日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗  
農業公社を通じた賃借権の設定になります。1 件、田の 15,799 m<sup>2</sup>、計の 15,799 m<sup>2</sup>です。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。 それでは、ご質問・ご意見が



事務局 はい。農振の担当も農地係、私の方で担当しておりますので、農業委員会、土地改良区、農協の三者の意見を聞いて問題がなければ、用途区分の変更を進める。軽微な変更ということで、町の農振協議会には諮らずに手続きを進めます。

議長 今度はこの県道沿いに出てきなほるけれども、47ページの地図でいうなら、地図の範囲内で焼却場は出来るの？地図には載っていない？

事務局 もうちょっと、下ですね。今回の申請地の〇〇〇〇〇〇〇〇を挟んで左側のちょっと下ですね。補足なんですけれども、ごみ焼却場の建設計画についても公共事業ということで、農地転用許可は不要になります。届出というかたちで進んでいくわけなんですけれども、この一帯山林であったり、今回みたいな農業用倉庫、畑があるような地域になるんですけれども、現在、用地買収が進んでいる状況で今回の移転が決まったというかたちですけれども、建設につきましてはまだ2～3年先になるということを知っております。

議長 今度ここにきたら、自宅から遠くなられるんでしょう。

事務局 実際、そうですね。

議長 これは、自分の土地ですか。

事務局 いいえ。所有者は同じ〇〇さんという苗字の方なんですけれども、土地は購入されてます。

議長 では、皆さん。意見書を出さなければいけませんので、ご質問・ご意見ございませんか。

この意見書は、農業委員会としては同意するというのでよろしいですか。では、同意するというので、よろしく願いいたします。

続いて、報告31号から第32号まで事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第31号 農地法第18条第6項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

令和2年12月10日提出 御船町農業委員会

今月は、1件の合意解約書が提出されております。ご覧ください。

報告第32号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

令和2年12月10日提出 御船町農業委員会

今月は、1件の耕作証明書を発行しております。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。それでは、本日の議事はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを  
証明するためにここに署名する。

6 番

⑩

7 番

⑩